生物学的製剤基準の一部を改正する件

〇厚生労働省告示第六十六号

医 薬 品、 医 療 機 器 等 \mathcal{O} 品 質、 有 効 性 及 Ţ 安 全 性 \mathcal{O} 確 保 等 に 関 す る 法 律 昭 和 三 + 五 年 法 律 第 百 兀 +

五. 号) 第 兀 + -条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 生 物学 的 製 剤 基 準 平 成 + 六 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 百 五.

+

五

号)の一部を次の表のように改正する。

令和四年三月十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

致 正 後 致 正 前 医薬品各条 医薬品各条 (略) (略) インフルエンザHAワクチン インフルエンザHAワクチン 1 • 2 (略) 1 • 2 (略) 3 試験 3 試験 3.1 原液の試験 3.1 原液の試験 3. 1. 1 · 3. 1. 2 (略) 3. 1. 1 · 3. 1. 2 (略) 3.1.3 発熱試験 3.1.3 発熱試験 一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用し 検体を生理食塩液を用いて希釈し、1mL中のたん白質含量を て試験するとき、適合しなければならない、発熱試験法による 最終バルク1mL中の各株たん白質合計量の1/3以上としたも ときは、検体を生理食塩液を用いて希釈し、1 mL中のたん白質 のを試料とする.動物の体重1kgにつき1mLを接種して,一般 含量を最終バルク1mL中の各株たん白質合計量の1/3以上と 試験法の発熱試験法を準用して試験するとき、適合しなければ したものを試料とし、動物の体重1kgにつき1mLを接種する. ならない. エンドトキシン試験法によるときは、検体の1mL中のたん白 質含量を最終バルク 1 mL中の各株たん白質合計量と等濃度以上 に換算したエンドトキシン含量が15.0EU/mL未満でなければなら ない. なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合 は、発熱試験法を適用する. (削る) 3.1.4 マウス白血球数減少試験 検体を生理食塩液を用いて希釈して, 最終バルクと相当濃度に したものを試料とする.「検体」を「試料」と読み替えて3.2 . 8を準用して試験するとき、適合しなければならない. 3.2 小分製品の試験 3.2 小分製品の試験 $3. 2. 1 \sim 3. 2. 7$ (略) $3. 2. 1 \sim 3. 2. 7$ (略) (削る) 3.2.8 マウス白血球数減少試験

3. 2. 8. 1 材料

3. 2. 8 • 3. 2. 9 (略)

3. 2. 10 エンドトキシン試験

<u>一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき</u>, 15.0EU/mL未満でなければならない.

 3. 2. 11
 (略)

 4 · 5 (略)

 (略)

検体及びマウス白血球数減少試験用参照インフルエンザワク チン(以下「毒性参照品」という.)を用いる.毒性参照品の 希釈は生理食塩液による.

3. 2. 8. 2 試験

毒性参照品を適当な対数的等間隔で合計 3 段階以上の希釈を作る. 4 週齢のマウス 5 匹以上を 1 群とし、検体及び毒性参照品の各希釈に 1 群ずつを用いる. 1 匹当たり 0.5 mLずつを 1 回腹腔内に注射する. 注射の12~18時間後に尾採血する. その後, 末梢白血球数を測定する.

3.2.8.3 判定

試験の成績を統計学的に処理して毒性参照品に対して相対比較するとき、検体のマウスの白血球数減少活性は、0.20単位/mL未満でなければならない.

- 3. 2. 9 · 3. 2. 10 (略)
- 3. 2. 11 マウス体重減少試験

4週齢のマウス5匹以上を用い、1匹当たり検体0.5mLを1回 腹腔内に注射して約24時間後の体重を測定する.測定値を統計学 的に処理して比較するとき、その平均値は、注射前の値と同等か それ以上でなければならない.

3. 2. 12 (略)

4·5 (略)

(略)